

群馬県報



目次

告 示

○ 知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正	(情報政策課)	一
○ 保安林の指定施業要件の変更予定	(森林保全課)	一
○ 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による告示の一部改正	(畜産課)	二
○ 都市計画道路の変更に係る縦覧	(都市計画課)	二
○ 同		二
○ 同		二
公 告		
○ 予防接種業務を行う医師	(保健予防課)	三
○ 所在不分明通知	(森林保全課)	四
○ 環境影響評価書の縦覧	(都市計画課)	五
○ 開発工事の完了	(建築住宅課)	五
教育委員会規則		
○ 群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部改正	(高校教育課)	七
監査委員公告		
○ 監査結果の公表		八

告 示

●群馬県告示第30号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示（平成17年群馬県告示第556号）の一部を次のように改正し、平成19年2月1日から施行する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

表32の項を同表33の項とし、同表31の項の次に次のように加える。

32 群馬県砂防指定地管理条例（平成15年群馬県条例第33号）

第11条第1項、同条第2項

●群馬県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市及び勢多郡富士見村（以上2市村について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境・森林局森林保全課並びに前橋市役所及び富士見村役場に備え置いて縦覧に供する。

●群馬県告示第32号

家畜伝染病予防法第52条の規定による告示(平成17年群馬県告示第423号)の一部を次のように改正する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

「5 報告書の提出期限 月曜日から翌週の日曜日までの1週間の状況をその週の水曜日正午までに報告すること」を「5 報告書の提出期限 月曜日から翌週の日曜日までの1週間の状況を当該翌週の火曜日正午までに報告すること」に改める。

●群馬県告示第33号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 3・3・113号前橋笠懸道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 追加する部分 前橋市今井町、二宮町、荒子町、飯土井町、西大室町及び東大室町並びに伊勢崎市下触町
- 3 縦覧場所 群馬県国土整備局都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

●群馬県告示第34号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、赤堀都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 赤堀都市計画道路 3・3・1号前橋笠懸道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 追加する部分 伊勢崎市下触町、今井町、野町、西久保町、香林町、鹿島町及び間野谷町並びに前橋市東大室町
- 3 縦覧場所 群馬県国土整備局都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

●群馬県告示第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、笠懸都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 笠懸都市計画道路 3・3・3号前橋笠懸道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 追加する部分 みどり市笠懸町西鹿田及び鹿
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及びみどり市都市建設部都市計画課

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

前橋保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
渡辺孝	医療法人社団生方会生方医院	前橋市表町2-27-22
金内一	医療法人社団生方会生方医院	前橋市表町2-27-22
神宮俊哉	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
岡本一真	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
中嶋義明	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
荻野隆史	財団法人老年病研究所附属病院	前橋市大友町3-26-8
本橋玲奈	群馬社会保険介護老人保健施設サンビューぐんま	前橋市紅雲町1-7-13
岩本敦夫	群馬社会保険介護老人保健施設サンビューぐんま	前橋市紅雲町1-7-13
木暮和夏子	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
迫陽一	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
加家壁健	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
鈴木邦明	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町564-1
渡邊泰雄	あんずクリニック	前橋市朝倉町822-1
登田久子	永島内科医院	前橋市三俣町2-11-20

渋川保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
都丸政彦	とまるクリニック	渋川市金井599-1

太田保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
高橋稔	尾島クリニック	太田市粕川町331-1
木村幸	尾島クリニック	太田市粕川町331-1
矢島靖巳	尾島クリニック	太田市粕川町331-1
竹内敦子	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5

館林保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
増田雄彦	増田医院	板倉町板倉2615

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について通知(平成18年12月7日付け森第304-11号)をしたところ、次の者は、所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を関係市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市西上秋間字白沢2757の28、2757の32から2757の35まで、2757の195、2757の263から2757の270まで	島崎一男	共有林
安中市西上秋間字白沢2757の28、2757の32から2757の35まで、2757の263から2757の270まで	戸塚武七郎	〃
同	田中一郎	〃
同	須藤和四郎	〃
同	梶原ひろ	〃
同	酒井雅次	〃
同	吉田つね	〃
安中市西上秋間字白沢2757の39、2757の40	須藤八重吉	〃
同	須藤宇衛	〃
同	中山鷹太郎	〃
同	中山寒三郎	〃
同	島崎鼎	〃
同	島崎清七	〃
同	島崎勝五郎	〃
同	島崎亀次郎	〃
同	島崎永次郎	〃
同	島崎仙太郎	〃
高崎市箕郷町中野字音羽227の2	片平昇	〃

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
桐生市梅田町四丁目6655、6659から6663まで、6664の1、6664の2	田中明	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境・森林局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予告告示年月日 平成18年12月12日付け群馬県告示第706号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項及び第25条第2項の規定により、一般国道50号前橋笠懸道路に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により、次のとおり公告し、評価書を公衆の縦覧に供する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

1 都市計画決定権者の名称 群馬県知事 小寺弘之

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 一般国道50号前橋笠懸道路

(2) 種類 一般国道の改築

(3) 規模

ア 延長 約12.5キロメートル

イ 車線の数 4車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 前橋市、伊勢崎市及びみどり市

4 関係地域の範囲 前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市及びみどり市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 群馬県総務局県民センター、県土整備局都市計画課、前橋土木事務所、伊勢崎土木事務所、太田土木事務所及び桐生土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課、桐生市都市計画部都市計画課、伊勢崎市都市計画部都市計画課、太田市都市整備部道路河川課並びにみどり市都市建設部都市計画課

(2) 縦覧期間 平成19年1月30日から同年2月28日まで

(3) 縦覧時間 群馬県総務局県民センターにおいては、平日の午前8時30分から午後10時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後10時まで、その他の縦覧場所においては、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成19年1月30日

群馬県知事 小寺弘之

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字雷3841-6	邑楽郡明和町田島325番地 奈良明子
2	邑楽郡邑楽町大字石打字家間929	邑楽郡大泉町大字吉田3006番地ドリームキムラ201号 中里亜弥、中里洋介

3	邑楽郡邑楽町大字中野字菩提木4443-1、4443-3、4443-4	太田市飯田町703番地 株式会社グラングム 代表取締役 田中裕志
4	邑楽郡明和町矢島694-1	邑楽郡明和町矢島403-1 清水一雄
5	邑楽郡明和町矢島472-1	邑楽郡明和町大佐貫173番地4ハイツミレニアム201 齋藤祐子
6	邑楽郡板倉町大字海老瀬字中新田2548-1、乙2548	邑楽郡板倉町大字海老瀬2544番地 小久貫紋子
7	藤岡市上大塚字道下1299-4、1305-1、1305-2、1306、1307-1、1307-2、1308-1、1308-2、1309、1310、1312、1312-2、1313、1314、1315-1、1315-2、1315-3、1316、1317-1、1317-2、1317-7、1318、1319-1、1319-2、1320-1、1320-2、1321-2、1322-2、1353-1、1353-4、1353-5、1353-6、1353-7、1354、1355、1356、1357-1、1357-2、1357-3、1358、1358-2、1359、1360-1、1362-1、1364-1、1365-1、1366-1、1317-5の一部、1322-2先道路、1321-2先道路、1327-3先道路、1308-2先水路、1305-2先水路、1314先水路、1305-3、1305-4先水路、1305-1先水路	高崎市昭和町41番 トヨタカローラ高崎株式会社 代表取締役 滝澤政吉
8	藤岡市藤岡字城屋敷1726-4	埼玉県本庄市西富田762-1 ケイアイスター不動産株式会社 代表取締役 塙圭二
9	藤岡市上栗須字白山192-10、176-5、179-2の一部	伊勢崎市連取町540番地2ベルエポックB1 小島恵
10	藤岡市白石字瀧1951-2	藤岡市上戸塚99番地10クレアトゥール203号 三橋博之、三橋知子
11	藤岡市岡之郷字社宮司877-7	多野郡吉井町大字吉井138番地1 新井憲
12	藤岡市小林字堀ノ内241-6、241-9	藤岡市鮎川508-4 清水由美子
13	藤岡市下大塚字円開754-4、756-6	佐波郡玉村町大字飯倉13-1フォレストスクエア-1999S126 小暮芳幸、小暮幸子
14	藤岡市藤岡字金井道北1390-2	藤岡市白石1278-3 株式会社住建産業堀越 代表取締役 堀越德行
15	藤岡市森字泉596-6	藤岡市森272-2みさとハイツB102 中里範治
16	甘楽郡甘楽町大字小幡字大下町303-1、306-3、307、308-1	甘楽郡甘楽町白倉626 株式会社登喜和製作所 代表取締役 飯塚喜久義

17	佐波郡玉村町大字下之宮218-3	佐波郡玉村町大字下之宮61番37号 金井伸樹、金井麻理
18	佐波郡玉村町大字角刈字稲荷4673-2	高崎市下中居町250-1 プリエアージュIII102 川原稔永、川原仁美
19	邑楽郡明和町矢島441-4	館林市日向町1012番地29 ヴァン・ヴェールクエイルII-102 丸本仁、丸本裕美

教育委員会規則

群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年一月三十日

群馬県教育委員会委員長 桑原保光

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立中等教育学校管理に関する規則（平成十五年群馬県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「あらかじめ教育委員会の承認を得て、」を削り、「編成するものとする」を「編成し、速やかに教育委員会に届け出なければならない」に改め、同条第二項中「変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない」を「変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の第八条の規定により承認を得た教育課程は、改正後の第八条の規定により届け出た教育課程とみなす。

監査委員公告

●監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年1月30日

群馬県監査委員 富岡 恵美子
同 岸 賢
同 荻原 康二
同 亀山 豊文

1 監査の対象及び主眼 県から財政的援助、出資及び支払保証を受けている団体並びに県が受益権を有する不動産の信託の受益者及び公の施設の管理受託団体に対し、補助事業等の執行状況、現金の出納状況又は団体の事業活動が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

2 監査対象年度 平成17年度

3 監査実施機関 出資団体17団体及び補助金等交付団体11団体

4 監査結果の概要

(1) 指摘事項（著しく適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし

(2) 注意事項（一部に軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 4件

ア 支出について

法人の県民税・市民税の納入額

イ 財産管理事務について

資産の計上及び支出科目

ウ 補助金の執行について

実績報告書の作成

エ 委託料について

前金の受領時期

(3) 検討事項（誤りではないが、事務の効率化等の面から改善に向けた検討を求めたもの） 5件

ア 互助会の負担金率

イ 消耗品の購入及び管理事務

ウ 概算払の請求時期及び財産運用

エ 会計経理事務 2件

5 団体別監査結果

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
(財) 群馬県私学振興会	平成18年11月6日	適正に執行されたものと認められた。
(学) 共愛学園	平成18年11月6日	適正に執行されたものと認められた。
日本赤十字社群馬県支部	平成18年11月8日	適正に執行されたものと認められた。
(財) 群馬県児童健全育成事業団	平成18年11月8日	適正に執行されたものと認められた。
(社福) 群馬県社会福祉事業団	平成18年11月22日	適正に執行されたものと認められた。
(社) 群馬県林業公社	平成18年10月26日	適正に執行されたものと認められた。
群馬県森林組合連合会	平成18年11月22日	適正に執行されたものと認められた。
(財) 群馬県農業公社	平成18年10月24日	適正に執行されたものと認められた。
(社) 群馬県青果物生産出荷安定基金協会	平成18年11月20日	適正に執行されたものと認められた。
全国農業協同組合連合会群馬県本部	平成18年11月6日	適正に執行されたものと認められた。
(社) 群馬県酪農指導検査協会	平成18年11月6日	おおむね適正に執行されたものと認められたが、支出事務の一部に注意事項があった。
群馬県牛乳販売農業協同組合連合会	平成18年11月6日	適正に執行されたものと認められた。

(財)群馬県産業支援機構	平成18年10月26日	適正に執行されたものと認められた。
群馬県信用保証協会	平成18年10月30日	適正に執行されたものと認められた。
(財)桐生地域地場産業振興センター	平成18年10月30日	適正に執行されたものと認められた。
群馬県職業能力開発協会	平成18年10月18日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県国際交流協会	平成18年10月26日	適正に執行されたものと認められた。
群馬県土地開発公社	平成18年10月26日	適正に執行されたものと認められた。
わたらせ渓谷鉄道(株)	平成18年11月20日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県公園緑地協会	平成18年11月8日	おおむね適正に執行されたものと認められたが、補助金執行事務の一部に注意事項があった。
館林市花山土地区画整理組合	平成18年11月8日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県下水道公社	平成18年11月6日	おおむね適正に執行されたものと認められたが、財産管理事務及び委託料受領時期の一部に注意事項があった。
群馬県住宅供給公社	平成18年11月6日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県企業公社	平成18年10月30日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県スポーツ振興事業団	平成18年11月22日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県体育協会	平成18年11月8日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県暴力追放県民会議	平成18年11月6日	適正に執行されたものと認められた。
(財)群馬県防犯協会	平成18年11月22日	適正に執行されたものと認められた。

毎週火・金曜日発行
 定価 三、九九〇円
 (消費税込、消費税、
 地方消費税を含む。)

発行 群馬県

印刷所

株式会社 朝日印刷工業株式会社
 〒前橋市元総社町六番地
 TEL 〇二七―二五―一七二

